

平成16年度第2回石狩市男女共同参画推進委員会

日 時	平成17年2月25日(金)午後3時10分～5時00分
場 所	石狩市役所本庁舎 3階 庁議室
出席者	櫻庭委員長、木村副委員長、松下委員、中村委員、三浦委員、河野委員、初島委員(榎本委員、齋藤委員、紙谷委員、高谷委員は欠席)
傍聴者	1人
議 題	1. 審議事項第 「いしかり男女共同参画プラン21」の見直しについての提言(案)について 2. 報告事項 性別標記のある申請書等の調査結果について 男女共同参画セミナー(3/12)の開催について その他
資 料	資料1 提言依頼書(写)(平成15年5月31日付け「石協共参第24号」) 資料2 提言書(案) 資料3 「いしかり男女共同参画プラン21」の見直しについて(提言)(専門部会案) 資料4 石狩市男女共同参画推進委員会設置要綱 資料5 第3次 石狩市男女共同参画推進委員会 委員名簿 資料6 性別表記のある申請書等の調査結果について 資料7 男女共同参画セミナー(3/12)『 ^{あす} 未来の女性に求められる ^{リーダー} キャリア&マインド』 参考 NPOセミナー(3/5)『コミュニティ・ビジネスのすすめ』

○事務局(野部長):石狩市男女共同参画推進委員会を開催させていただきたいと思います。私、所管をさせていただいております企画財政部長の野と申します。よろしくお願いいたします。担当参事の藤田、男女共同参画をしております。

本日は、第三次の委員改選後初めての委員会でございますので、委員長が選任されるまでの間、私が司会進行を務めさせていただくことになってございます。会議に入ります前に委員改選から本委員会の開催までに大変長く時間を要しましたことにつきまして、深くお詫びを申し上げたいと存じます。大変恐縮ではございますけれども、時間の関係もございまして、委嘱状につきましては、あらかじめ、それぞれのお席に配布させていただいておりますので、その点も合わせてご了承いただきたいと思います。と存じます。

それでは始めに田岡市長の方からご挨拶させていただきます。

○田岡市長：改めて今日は。今日は改めまして委嘱状を交付させていただきました。昨年の5月31日に開かれて、今日まで（委員会を）開いていないのですが、ご承知のとおり、石狩市の男女共同参画のプランの見直しの作業に入っておりまして、部会におきましては実質5回、この間にプランについてさまざまな議論の交換がなされたと聞いております。今日は、それらを基にまとめて、改めて、本委員会においてご議論いただこうと思っております。

部長の方から報告を受けて、プランの1つの非常にわかりやすい指針として、これは毎回出ていたのですが、石狩の大企業である石狩市役所において、この問題がどういう結果を出しているのかという話でありまして。実際の職員の男女差といいますか、男性が365人で女性が92名の職場において（女性の）管理職が1名です。男女の市の職員の割合も女性が20%という状況なのですね。係長を調べたのですが、女性係長が16人で12%になっています。（女性管理職の）予備軍がいらないわけでもないということは見えるのですが、それにしても少ない数ではあります。

これをポジティブな行為として、意図的にということで、全国公募で1回女性管理職を公募したのですが、その後つながっていないというのは、実際に私どもは意識がないという感じで、多少いい訳になるのですが。何とか上げようと、何とか女性の管理職の登用を考えようということでトライをしておりますが、結局、育てた歴史がないところに制度だけを作っても、なかなか当てはまらないという現実的なジレンマになっています。いたずらに制度を優先して、女性の管理職の登用ということだけに変にこだわると、そこに生まれる副作用というものも含めて、非常に微妙な組織の問題に影響を及ぼすということもあります。結論は私たちが意識を強く持ちながら、ちょっと時間はかかりますが、しかし、私たちが見ても「この女性は十分将来において中堅管理職になって育っていくという人材は、最近では逆に採用率からいうと圧倒的に女性の採用が、ちょっと数字をつかんでこなかったのですが、私の記憶している限りでは女性の採用率が高くなってきておりますので、いずれそういう効果が現れてくるのではないかと考えております。

また、さまざまな市が持っております行政上の手続、そういう中に、部会の中でもご議論いただきましたように、ちょっとしたシステムを入れることによって、社会というか一般にもそういう意識がさらに根付いていくのではないかと思います。今話題になったのは、入札条件に「女性管理職がいるか」「女性社員をどう雇っているか」ということも、今日、商工会議所の専務さんがおいでになっているのですけども、そういう話題をかねてよりさせていただいて、「今にそういう時代くるよ」と、「市もそういうこともきちっとさせていただきますからね」と話をさせていただきました。

一方で、男女共同の行き過ぎた問題も出てくる。少しずつこの問題の環境も変わってきているのではないかと思います。時代に合わせまして石狩も変えて行きたいと思っております。合わせてご承知のように、合併という問題の中です、その1つのきっかけにもなるのではないかと。それから私自身は厚田・浜益村の（男女共同参画の）取組み状況というのは

あまり承知しておりませんが、想像ではこういうプランをつくりながら進めているという状況にないというふうに思いますので、またそういう地域とですね、男女共同参画というものについてどうするかというのも取り組む環境になると思います。

また、もう1つ来年、石狩市が市政10周年になります。今私も市政施行の時に数千万円をかけて野外歴史劇を実施しました。あれはあの時で豊かな時代でそういうこともできました。市民の2000人も3000人も集まった市民の手づくりの協働参加などすばらしい結果を生んだと思うのですが、今回の中の1つ、具体的には全然つめておりませんが、行政の基本条例というものをこの時点にスタートさせる。逆にそこを目標にすることですね、時間を決められてきちっとした議論が、むしろスケジュールが先行するという怖さがありますので、むしろ市制施行と合併というものを踏まえながら21世紀の新しい基礎自治体として、国も地方も大きな転換期を迎えている。その時代的な背景も踏まえながら行政基本条例というものをスタートさせていきたい。その中に子供の権利とかですね、こういう男女共同参画社会、資源循環型社会をどうするか、市民の役割はどうするかという問題も含めて議論をする場を作っていきたいと思っておりますので、またそういう所での位置付けになる今回の提言というのは非常に意味のあることであると思っておりますし、受け取る私も責任が重いと思っておりますので、すばらしい議論をご期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(野部長):市長はこのあと別の公務がございますので退席をさせていただきたいと思っております。それでは、会議次第では、正・副委員長選出なっておりますが、その前に、初めての委員さんもおられますし、新たな節目でございますので、大変恐縮でございますけれども、各委員から簡単に自己紹介いただければと思っております。

なお、榎本委員におかれましては旭川に出張中、齋藤委員はインフルエンザで療養中ということで本日欠席されておられますし、また、紙谷委員、高谷委員におかれましては、今のところご出席されておませんが、ご出席されている委員の皆様順に、できれば簡単に自己紹介していただければと思います。松下委員の方から順番にお願いいたします。

○松下委員:遅れてきまして、誠に大変申し訳ございませんでした。商工会議所の松下と申します。よろしくお願いいたします。

○櫻庭委員:櫻庭光子と申します。よろしくお願いいたします。私は少し何か言わなければならぬのかしら。第1ステージは地方公務員をやってまいりました。現在はそれが終わりましたので、ボランティアなスタンスで社会保険労務士とか調停委員とかをやっております。皆さんは石狩市民さんでいらっしゃるんですけども、私はよそ者でございます。ということでどうぞよろしくお願いいたします。

○木村委員：木村晶子と申します。割とこの近くにございます、藤女子大学花川校舎に勤務しております。男女共同参画推進委員というのは今まであまり経験したことがなかったのですが、櫻庭先生に助けていただきながら何とか専門部会の方でもいろいろ提言をまとめてまいりましたけども、またこれからも皆様のご意見よろしく、お願いしたいと思っています。

○初島委員：初島です。石狩の方に住んで 20 何年か経つのですが、42 年間、職場と家庭ということで、地域社会の方に関心を向ける時間も余力もなくずっときておりましたので、今回これに応募するにあたりまして、まったく右も左もわからない初めてのものですからちょっと躊躇したのですが、思い切って、誤解なく言わせていただければこの男女平等、男女共同参画社会と、この実現に向けての改革ということに興味と関心を持ちまして、思い切って応募させていただきました。

右も左もわかりませんのでちょっと的外れなことも言うてしまうのではないかと心配しているのですが、その時はご指摘していただきながら勉強していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○河野委員：私、新任の河野博光と申します。私の祖父が非常に乱暴な男でして、「女の凄く利口な人と男のバカとちょうど良いレベルだ」と昔言っておりましてね。子供心にも「酷いことを言うじいさんだな」と思っていたのですが、それが誤りだとすぐわかったのです。うちの母親の方が凄くて、父親の方はからっきし駄目だったのです。私が中学くらいには「そういう酷いことを言う人もいるのだな」と思っていたのですが、私が今、大人になってみて、まわりの男の友達に言われるのですが、女の友達と男の友達が同じくらいいるのです。いろいろ話してみると、女の人の方が、少なくとも私の知っている範囲ではとにかく真面目に、ものごとを真剣に考えたり、取り組んだりしておりますので、私は祖父の言ったことをひっくり返して、実は 1 年くらい前までいた会社では、そのことを随分と言って、男の奴を怒っていたのです。

僕は、逆にどうにもならない男というのは、どんどん女の人に代わってもらおうというようなことを言っておりまして。たまたま、職場では、私のすぐサブ的な立場の人が部長なのですが、そこに会社として女性の部長をはじめて登用して、今、その人が部長のさらに上になっているのですが、その人と 1 年くらい同じセクションにいたのですが、そういうことが非常に証明されていまして。私は、そういうことを見ますと、男はもう少し楽をした方がいい、全体的にね。男がたいしたことないのに頑張っていて、しかも、女の人を進出を、言っては悪いけれども、その任にあらずの男がそこに座っていて、任に大いにある人が逆ですものね。

私は、浪人になりまして、逆ですものね。はやり。だから、女の人で働いてくれる人がいれば、どんどんそこに入れて、命まで取られるものではないのですから、そういう簡単

な発想で、こういう委員会があるということを聞きまして、藤田参事の方に論文を出したのですけれども、市長が「河野さん、駄目だ」と、「貴方、何を考えているのだ」と。普通は、藤田参事に断られたら、市長の所にいって裏から手を回すというのが普通なのですから、市長に断られて、僕は（この委員に）どうしてもなりたかったので、あるちょっと友達の課長さんに、「藤田参事に悪いけど何とか言ってくれないか」と、「俺、市長に貴方は駄目だと言われたのだけれども、何で市長は、俺が駄目だと言っているのか」。それで、（私は）選に漏れたと思っていたのです。それで、諦めていたのです。それで、市長に「別の何かをやらせてよ」と言って、別の（審議会の）委員になったのです。まあ、部長も藤田参事も知っていると思いますけれども。それで、てっきり、そっちかなと思っていましたら、藤田参事から電話がきて、「河野さんお待たせしました。お願いします」と、なんだ、おれ入っているのかと今日は実は小躍りして来たのです。初島さんがさっきおっしゃっていましたが、私も不測発言はしませんが、トンチンカンなことは言うかもしれません。そういうことを市長は心配したのかな？ いずれにしてもたいしたことないですから。どうぞあんまり警戒しないでお付き合いいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○三浦委員：三浦ひとみと申します。以前は札幌の公立幼稚園の方に務めておりました女性中心の職場で、公立でしたから育児休業も取るのに取りやすい職場で、特にそれに関しては非常に仕事をしやすい職場だったのですが、辞めまして一度家庭に入って、そのあと自分で仕事を興したりするときに、託児の仕事をしているんですけども、お母さん方の預ける理由が「これから面接に行くので」ということでお子さんを預けられるのです。一度家庭に入った方がお子さんを生んでその後の再就職の道がいかに険しいか、厳しいかということをこのとき私は初めて知ったのだと思うのです。そのあたりで前回の公募があった時にそのあたりで、私が意見を言う場所があればと思ひまして、女性の就業機会だとか子育てしやすい地域づくりのあたりのことを考えさせていただきたいと思って公募しました。2期目ということになりましたのでよろしくお願いいたします。

○中村委員：市内の北生振で農業をやっています中村と申します。農協の方から委員のお願いが市役所からありましてですね。私におはちがまわってまいりまして、先ほど部長さんもいわれておりましたけども、しばらく会のご案内ないものですから委員の改選あって、晴れて無罪放免になったのかなと思っていたのです。急に会議のご案内いただきまして「ああ、まだ続いているのだ」となんと申し上げたらいいのか。こういう委員、おお世話になっている割には、家で中学生の娘がいるのですけども、女の子なのにだらしなくて「女の子の部屋なのだからもっときれいにしなさい」といつも言っているのですが。また息子が小学生なののですけどもつまらないことにうじうじとして「男の子なのになんだ」とよく言ってしまってますね。本当に既成概念から離れられないでいるというような。こういう

委員にはたして本当にふさわしいのか？ ふさわしくはないのでしょうけども、それはそれとしながら、この会議で皆さんの意見を拝聴しながら勉強させていただきたいと思えますし、また、農村の女性の立場というのも近年、かなり昔と比べますと変わってきていますし、いろんな意味で、仕事していく上で女性の人なしでは農業経営できないものですから、そういう意味で、本当に男女共同参画なのかなと思っているのですが、それはそれとして、家庭の中ですか地域社会だといろいろと違う部分ありますので、そんなことで、自分の経験も踏まえながらいろいろと発言させていただきたいと思えます。どうぞよろしく。

○事務局(野部長): どうもありがとうございました。それでは次第の方に入らせていただきたいと思えますけども、正・副委員長の選出でございます。この推進委員会の設置要綱第4条に規定でございます、正・副委員長でございますけども、この正・副委員長の互選についてどのように取り計らったらよろしいのか委員のみなさんのご意見を伺いと思えます。参考までに事務局としても、もしご意見がなければ、案を持ち合わせておりますのでその点含めてご意見を伺いたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○中村委員: 事務局の案で良いのではないですか。

○事務局(野部長): わかりました。それでは事務局の方からお話をさせていただいてよろしいでしょうか？ それでは委員長に櫻庭委員にお願いいたします。副委員長に木村委員にお願いしたいと思いますけどもよろしいでしょうか？

○委員各位: 意義なし。

○事務局(野部長): 意義なしということでございますので、そのように決めさせていただきたいと思えます。それではこの後の議事進行につきましては、櫻庭委員長にお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○櫻庭委員長: それでは改めまして、櫻庭でございます。よろしくお願いいたします。本当であればこういうお役目はいろんな方がご経験された方が良いのかなというふうに思うのですが。そして私自身大変力不足でございますけれども、委員の皆様の非常に活発なご発言、そして更にご覧いただきますのは絶大なるご協力というものを頂戴いたしながらこの委員会のお役目、石狩市、このまちが本当の意味で男性も女性も力が発揮できて、お年よりも若い人も皆さんが本当にこのまちが住み良いというような地域になっていくためのひとつの手助けという形での男女共同参画社会ですね。こういったものが実現していくように努力を惜しまないでこの委員会を運営して参りたいと思えます。どうぞよろしくお願い

いたします。それでは今日の議事に入らせていただきます。議事に入ります前に事務局の方から本日皆さんにお配りしました資料の確認の方をお願い申し上げます。

○事務局(藤田参事):かしこまりました。クリップ止めでひと綴りにしておりますけども、順を追って簡単に説明させていただきます。1ページ目は会議次第でございます。その裏面に本日の配布資料のリストを掲載してございます。次のページが配布資料にも載っておりますけども提言依頼書。昨年5月31に付けで石協共参第24号ということで市長の方から当時の櫻庭委員長の方に「いしかり男女共同参画プラン21」の見直しについての提言。これを今回改めて添付してございます。次に今回の審議事項のメインになろうかと思いますが、「いしかり男女共同参画プラン21」の見直しについて(提言)ということで、これは専門部会からの案ということでひと綴りになってございます。

説明が転倒いたしました但本推進委員会の設置規定でございますけども、「石狩市男女共同参画推進委員会設置要綱」。最初制定されましたのが平成12年4月17日ということ現在、皆さんの代で第3次ということになります。その裏面が第3次の推進委員会の名簿ということで、当初段階で11名です。なお、ここで印がついておりますのは、実質的な検討にあられた専門部会の皆様です。

以降は報告事項になります。審議が終了してからお時間をいただいて私どもの方から説明させていただきたいと思いますが、一つ目は「性別表記のある申請書等の調査結果について」というのがひと綴りあります。次に彩りの良いものが添付してございますけども、これは後ほどご説明しますけれども、来る3月12日開催予定の「男女共同参画セミナー」とそれに関する資料がひと綴り。いちばん最後は私どものもうひとつの業務でございますけれどもNPO支援ということで、ちょっと宣伝めいた事をさせていただきたいということでご参考までに添付してございます。以上でございます。

○櫻庭委員長:ありがとうございました。それでは本日の議事の1でございますが、審議事項でございます。「いしかり男女共同参画プラン21」見直しについて提言(案)でございますけども、まず専門部会、今回、藤田参事からご説明ございました。クリップ止めの3枚目からなりますけども専門部会での検討の経緯、今朝皆様にお持ちしました専門部会の骨子ですね。骨子なのですけどもそれについて、木村専門部会長の方から説明してください。

○木村副委員長:はい、これまでのプラン見直しについての専門部会がございまして、そのまとめ役をおおせつかったのですけども、実際は櫻庭委員長ほとんどやってくださったのですが。では簡単に、これまでの作業手順といいますか、経過を報告させていただきます。まず平成15年3月15日に第3回の委員会においてプラン見直しについての提言内容を検討するため専門部会ということがワーキンググループとして設置されました。

以後、去年の第1回専門部会を開催いたしましてプラン見直しの視点と項目の洗い出しをおこなっております。この時点で今回は大幅に改正するというものではなくて、実際はプランができ上がったのですけれども、実際どれだけ実行されているかということになりますと、まだまだ近づいていないということで、見直しと同時に実行しやすいものにしたということが話し合われました。これができた時には、女性ということを強調して作成されたわけですが、5年ほど経って、時代も少し変わってきたということで、もう少し、男女イーブンといえますか、フラット、イーブンの立場から見直す部分があるのではないかとご意見がございましたので、そういった内容を含めて検討いたしました。

次に平成16年5月31日に開催されました第1回の委員会終了後プラン見直しの提言に向けての作業の取り組み内容について、この部会委員会で確認いたしました。これが第2回目でございます。それからしばらく間が空きましたけれども、昨年11月19日に私と櫻庭委員長と委員会の事務局とでスケジュールの確認、調整のための打ち合わせを行いました。第3回の専門部会の開催は昨年12月13日でございます。ここでは提言骨子の検討を再度行いました。本年に入りまして1月24日に第4回を開催いたしました。そして、2月4日の最終第5回の専門部会で今回皆様に提出しております提言案の文案の検討を行っております。以上が今年度の検討経過の報告とさせていただきます。

○櫻庭委員長：ありがとうございます。それでは、専門部会から出されました案が出ておりますが、これを基に皆様からご意見を伺って審議を進めて参りたいと思いますが、事務局の方から提言案の構成というのか、センテンスごとにといいいますか、項目のきりのいいところですね、読み上げをしていただきましてそれに沿ってご意見を賜ってまいりたいと思いますが、そんな形でよろしいでしょうか？

○事務局(藤田参事)：綴りが独立してございますので、クリップをはずすなどしてご覧いただきたいと思います。もうひとつ今日プラン持ってきていらっしゃると思うのですが、このプランの8ページ「計画の体系」というところがございます。ここを見開きながら専門部会案の読み上げ検討をしていただきたいと思います。

ページの1といえますのは、その前ページについてございました市長の提言議題に対するカウンターパートでございます。今日の時点で、正・副委員長の選任が済んでございませんでしたので委員長名以下は空白にしておりましたが、櫻庭光子様とお書き願いたいというふうに思いますが、これは平成16年5月31日付け石協共参第24号をもって依頼がありましたことについて別紙のとおり提言いたします。通常、提言依頼という形になりますとこういった形態をとるのが常になってございますので、具体的な提言の中身については、次のページからになります。なお、左側のページに文案が書いてございまして、右側のページ空白行になってございますので、是非今回のご検討の際にはこの余白をご利用していただければと考えています。それでは提言内容の構成ごとに拝読をさせていただきます。

きたいと存じます。

「いしかり男女共同参画プラン 21」の見直しについて（提言）。これは専門部会案でございます。「いしかり男女共同参画プラン 21」は 2000 年、平成に直しますと平成 12 年でございますが、3 月に策定されました。石狩市のプラン策定は、国が「男女共同参画基本計画」を打ち出す 9 ヶ月前のことでしたから、スタートは全国から注目されるほど早ものでした。すなわち国の計画より先にこのプランが誕生していることになります。

このプランはその後 10 年間のアクションプログラムとして、いわゆる行動計画として男女共同参画社会の実現に向けて市が取り組むべき施策を体系化し、総合的かつ計画的に推し進められてこられました。そして、まもなく計画期間の中間年になろうとしています。これらの経緯について述べられております。

平成 16 年 5 月 31 日、「石狩市男女共同参画推進委員会」は市長から、このプランの見直しについて提言するよう依頼され、特に重点的に検討を要請された事項は次の 3 項目でした。

（１）プラン策定後のめまぐるしい世の中の動きや新しい法律・制度、そして市民の皆さんの意識や価値観の変化などを踏まえること。時代の流れを捉えるということですね。

（２）これまでの各種施策の進捗状況を調べ、プランに盛り込まれた施策がこれから具体的に実施できるようなわかりやすいものとする。

（３）見直しの過程で市民皆さんの声を十分に活かすとともに、見直されたプランが市民の皆さんとの「協働」で進められるものとする。

プランの見直しについての提言を検討するにあたり、その方向性をはじめ幅広い分野にわたる施策など検討事項が膨大に及んでいますことから、委員会討議に先立ち、各主要事項について専ら検討する作業部会（専門部会・委員 5 名）をつくり、この部会案をもとに委員会で討議し、再度部会で修正を重ねるなど反復検討・討議を行いながら提言をまとめました。この辺で区切らせていただきたいと思います。

○櫻庭委員長：まず見直し提言の鏡のことは形ですので、ご意見がございましたらいただきたいと思いますが。まず、見開き 2 ページにあたるところですね。それと 4 ページのちょうど半分くらいのところですね。第 1 センテンスお読みいただいて、あるいは読み上げをお聞きして。「この辺はどうもまずいのではないか」とか「プランの主旨からいうとなんかちょっとここは方向が外れているのではないか」と。厳しいご意見でも結構ですので、ご発言をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

この提言の最初のセンテンスは 5 年前にできたプランのこれまでの事実を淡々と書いているわけでございます。それから昨年 5 月 31 日に市長さんから見直しのご依頼を受けたと、そのとき市長さんからこのような 3 つの（１）（２）（３）のお願い事項がございました。

それから委員会を毎回 15 名委員会を開いて討議をするというのはなかなか難しい状況でございましたので、それぞれの分野を代表する委員の方々 5 名、少数精鋭の形で何回

も議論を煮詰めていけるというような形の検討を雪踏みではないですけど踏み固めまして、それと本委員会ですね。行ったり来たりの議論をしてこの案、提言案をまとめました。まあ、これは淡々と事実関係といいますか、事情を説明しているセンテンスでございます。何か不自然な表現とかございませんでしょうか？ ありませんか？

○委員各位：意義なし。

○櫻庭委員長：はい。また何かございましたら後からでもご発言願いたいと思います。それではすいません。事務局から次のセンテンスをお願いします。

○事務局（藤田参事）：かしこまりました。6 ページ目の中段から入ります。男女共同参画社会の実現は長期的な展望に立って、市行政のみならず市民の皆さんとともに取り組むべき大きなテーマです。プランは「男女の人権が尊重され、社会経済状況の変化に的確に対応できる豊かで活力ある地域社会を創造するために男女共同参画社会の実現を図っていかねばならない」と高らかに唱え、「男女平等の確立」と「自立社会の形成」を基本理念として、そして5つの基本目標

- ・男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり
- ・あらゆる分野への男女共同参画の促進
- ・就業における男女共同参画の促進
- ・自立を支える社会環境の整備
- ・生涯にわたる女性への健康支援

を掲げ、この基本目標に沿って「推進の方向」「施策の推進内容」さらには「主な施策事業」が詳細かつ体系的に網羅されています。プランの基本理念及び基本目標は男女共同参画社会の実現をめざすために必要不可欠であり、先見性にあふれたものとなっていることから、今日においても動ずるものがないとする委員意見により変えないことといたしました。

○櫻庭委員長：ここの部分はプランの6 ページから7 ページにわたって、5 年前のプランの中に、6 ページの一番上の方に1、計画の基本理念と目標。これは一行目からこのセンテンスが書いてありまして、それから、これも抜き取りなのですね。

○河野委員：これはごく当たり前のことだから、このままでいいと思うのですが、例えばここまで進んできた今段落のところではなんかあれするよりは、むしろここに5つあるやつをなんか変えた方がいいのではないかというよりもつけ加えをね。5 項目じゃ足りないからもう1 項目というのであればここで議論する必要もあるのだけれども。これはこの5 項目で大体網羅されていますよね。だからいいということになったのでしょうか？

○櫻庭委員長：はいそうです。石狩さんのこのプランは大変詳細に全ての面を網羅してとなっておりますので。5年前にお作りになった方が、相当力がありで熱心に作られたものだ、それでうかがえるのですが。この他に全く新たにもう一本の柱ですね。基本目標が必要かとなると、見つからないですね。見つからないって言うと変ですけども、見えてこなかったと。それでこの5つの柱立てというのは5年前も現在においても、また、将来を見越しても必要十分なものが完全に入っていると、これは、委員会の中では、どの委員も異論はないと。

○河野委員：少なくともね、今の時点では、これからまだ続くわけですからわかりませんね。だけど、一般の人によっては、ちょっと考えられるマキシマムのところまでいっているのではないかという感じがしますけどもね。

○櫻庭委員長：そういうのが委員会の意見のまとめりでございました。特に中村委員なにかございませんか？

○中村委員：ございませんね。

○櫻庭委員長：中村委員は前からいるのですから、お考えは同じかと思いますが。

○初島委員：前にこれを見せていただきまして、本当に良くできているなと思っておりました。

○櫻庭委員長：はい。ではこのセンテンスもこの形でご了解いただけましたので、次のセンテンスをお願いいたします。

○事務局（藤田参事）：かしこまりました。6ページ目中段から参ります。

しかしながら、プラン策定時から今日までの社会経済状況の動き、施策の取り組み状況、そして市民の皆さんの意識の変化などを踏まえ検討した結果、次のとおり提言します。提言の具体内容にここから入るわけです。

5つの基本目標のうち、
、
、
については、8ページに改訂表がございますけども、
と申し上げますのは、男女共同参画社会の実現を目指す意識づくり。それから、

は、あらゆる分野の男女共同参画の促進。それから
は、自立を支える社会環境の整備。その順でございますが、それについては、これまでの『女性重視』を踏まえる中で「フラット（男女の平等）・イーブン（対等な立場）」の視点に立って施策の推進内容及び関連する主な事業の概要を見直すこと。

具体的には、

○ ・１・（１）家庭・地域社会における男女平等の意識づくりの部分と ○ ・２・（１）家庭生活への男女共同参画の促進。この部分につきましては、各種事業施策への男性の参加を促すとともに、特に家事・育児・介護などの学習機会の充実に努めること。

○ ・３・（１）男女平等観に立った生涯学習の推進

各種施策事業に男女が共に参画し、社会的につくられた性差（ジェンダー）について相互理解をより深める学習機会の充実に努めること。

○ ・４・（２）ひとり親家庭の自立の支援

○ ・４・（４）総合的な相談体制の充実

母子・寡婦家庭への支援と併せ、父子家庭への支援を進めるとともに、相談事業における父子相談を拡充すること。

各種事業の取り組みにあたっては、プランの基本理念や基本目標並びに推進の方向に結びつくよう事業担当セクションの創意工夫を加えていただき、担当セクションそれぞれが連携を強めるとともに、事業の企画から実施の各段階において市民が参画される「協働」のもとに進めるよう努められること。

○櫻庭委員長：ここから具体的な提言に入って参りました。まずですね。前のプランはもちろん女性の方にかなり視点を置きまして、しっかりと女性にとっての問題といえますか、そういうようなものを何とか解決していきたいと、個人の方の意識の問題から社会システムの幅広いジャンルにわたって、女性に関わる問題をクリアにしていきたいという思いが、これは、ひとつの正しいあるべき形なのですけども、委員会の中ではあまり女性の方にだけ特化しているのも必要なのしょうけども、ジャンルによっては、もうちょっと男性の方にも目を向けていくべきではないかというご発言が、当初、早い時期からそういうご意見がございましてね。その点がここで文章化したものでございます。

○河野委員：事務的なことなのですけども、この ・１・（１）がありますよね。これは、 ・１・（１）及び（２）でしょうか？ 極めて事務的なことなんですけども、これによると、ここに書いてある、（１）と（２）ですよね。つまりね、（１）っていうのは家庭における男女平等の意識づくりでしょう。（２）というのは地域社会における男女平等の意識づくりだから、これは、 ・１・（１）だけ書いてあるけども、実際には（１）と（２）ですよ。

○櫻庭委員長：このときの議論はですね。地域社会の方より、むしろ意識意づくりの根幹は、家庭生活の方が重要ではないかという視点が各委員にございまして。それでここでは、地域社会の方にまず目を向ける前に最も基礎となる家庭の中における男女共同参画意識というものを育てていくのが大切ではないかというご意見の主旨から来たようですよ。

- 木村福委員長：地域社会という言葉が入ってしまっているのですね。
- 櫻庭委員長：あっ、本当だ。家庭の地域社会だから、そういうことですね。なるほど、2つを一緒にしちゃうということですね。
- 河野委員：どっちが正しいのかとね。
- 櫻庭委員長：施策の推進内容の（１）は家庭における男女平等を。
- 河野委員：じゃあ、これ、地域社会というのを抜かせばいいんですね。
- 木村副委員長：項目の部分と実際の13ページの書き方が違うのですね。13ページでは、家庭と地域社会とが1つになっているのですね。だからこれおそらく、（１）（２）まで。ただし、専門部会の中での話し合いからいきますと、14ページの（２）地域社会における男女平等の意識づくりのところでは、啓発ということなのですよ。（２）の方を強調したのですね。例えば、「男性生活技術講座」とかですね。男性も生活の技術を深めるということに結構話がいったものですから、どちらかというと、（１）に重きを置いているのですね。
- 櫻庭委員長：地域社会を抜く方が正しいのかなと、私は聞いたのですが。
- 木村副委員長：そうですね。
- 櫻庭委員長：ただこの「島」の中では違う書き方をしているのですね。
- 河野委員：微妙ですよ。どっちでもいいですよ。
- 木村副委員長：専門部会はどちらかというと地位社会の議論はしていなかったのですね。
- 事務局（藤田参事）：発言してもよろしいですか？ この記述の状況からいたしますと、「・地域社会」が誤植だと思うのですが。私のミスだと思いますけれども。
- 櫻庭委員長：では8ページの一番上の○ですけれども、
・１・（１）家庭・地域社会におけるとなっておりますけれども、「・地域社会」をカットしてください。そうすると内容が
「・１・（１）家庭における男女平等の意識づくり」というのがこのプランの9ページのいちばん右側の施策の推進内容の一番上ですね。「家庭における男女平等の意識づくり」に

こと同じ文言になるということです。今回の委員会の前の委員会では割と男女共同の意識づくりというのがメインで、意識啓発の関連の施策、あるいは、学校教育の現場での男女平等の意識づくりですね。そういうものをテーマのメインという形で取り組んで参りまして、そして学校の教育現場でも、まだシステムになっているわけではないんですけれども、先駆け的にこういった、ある教育現場で具体的に小学校の段階での意識づくりの実践的な教育も始まっておりまして、その私たち委員会がおじゃまさせていただきまして、授業見学させていただいたなどの積み重ねを実はして参りましたので、そういうしてきた状況を踏まえても、やはり意識づくりというのは何よりも基盤だろうということで、ここはもっとがんばって、施策を充実して参る必要があるだろうと委員の意見の集約でございました。そんなところで、次のセンテンス、もう一度、8 ページになりますけれども、 ですね。

○事務局(藤田参事)：はい、再読いたします。

各種事業の取り組みにあたっては、プランの基本理念や基本目標並びに推進方向に結びつくよう事業担当セクションの創意工夫を加えていただき、担当セクションそれぞれが連携を強めるとともに、事業の企画から実施の各段階において市民が参画される「協働」のもとに進めるよう努められること。

○櫻庭委員長：はい、ありがとうございます。これもひとつの提言ですけれども。2 つ目になるのですけれども。

○河野委員：事業担当セクションというのは、市役所のことですか？

○櫻庭委員長：はいそうです。例えば、プランの 14 ページ見開いていただきまして、今の意識づくりの関係なのですけれども。ここに左側に施策の推進内容がございまして、真中に、この施策の推進内容と推進テーマなのですけれども、テーマをやる主な施策事業。これは事業概要というのは市の事業のネーミング、○事業の予算○事業でもないのですけれども、市のネーミングの内容なのですね。その右側に担当部局、それぞれの市の中のこの事業の左側の書いている事業の担当セクションが示されているということになっておりまして、それぞれに事業には担当セクションがおりなのですけれども、それが単一でやっている場合も多いのですね。その単一のセクションによる実施といいますか、そういうものがメインで、男女共同参画の意識づくりという視点が、ちょっと欠けてしまった形で施策・事業が運営されがちな部分が、市民の目から見るとたくさんあるわけですね。

そうすることで担当セクションは、もっと 1 つの事業をやるにあたっても男女共同参画社会を作っていくのだという意識を持っていただきますと、1 つの事業でも一緒の中身が変わってくるのではないかと。そうすることが 1 つひとつ市民に届いていくという形で意識づくりが進んでいくのではないかと、こういうようなご意見があったわけです。

○河野委員：これは結局そういうことであれば、藤田さんは年中目を光らせていなければならないですね。だってそうじゃないと。今の話しは進まないですね。

○櫻庭委員長：ですから本当が一番いいのはこのプランが市の各セクションで十分熟知されていると、何か事業を実施する段階でもちょっと男女共同参画の推進ということを意識して事業の中身を検討しようとか、具体化しようとか、こういうふうになっていくといいんですけれども。こういうファクターが市の行政にはいろいろあるわけですね。世の中が変わっていきますと。そうするとこれ自体がなかなか身近にあるように見えない。存在感が見えないといいますかね。

○河野委員：そのセクションのテンションがあるかによって、ずいぶん違うでしょう。そういうことは、はっきりいったら課長が何考えているか、そういうところに出てきちゃうよね。だから、藤田さんは監視を強くするというか。

○櫻庭委員長：ですから、藤田参事さんの方で全部網羅することは大変でしょうけれども、ある程度、重点的な施策事業などはプランニングの段階から、藤田参事さんの方にご相談があったりなどと。藤田参事の方にお知恵拝借と市のセクションがつながってくださいますと、いろんなセクションでそれぞれ進んでいる事業が全部、把握することは不可能に近いわけですね。ですから、ある程度、事業の重点化だとか優先化して、そういうものについては、立ち上げる前に、なにかコンタクトが市の中であるときっと良い形になるであろうと。この というのは市にとってすごく重たい文章なのですね。よくこんなこと委員会で言ってくれるなといったことになりかねないですね。ここ、文章は5、6行しかないですけれども、これは市にとっては本当に市にとっては重たい文章なのですね。

○河野委員：これは絶対必要ですよ。

○櫻庭委員長：ああ、そうですか。ありがとうございます。私がお礼言うことではないですけれども。

○河野委員：こういうのなかったら、余計な仕事がかぶっちゃうかもしれないじゃないですか。

○櫻庭委員長：かぶるというわけではないけども、ちょっと、度忘れしちゃうというか、耳に入らないで、こういう視点が。

○河野委員：めんどうなものだよ。

○櫻庭委員長：そうなのですね。本当です。ここは本当、そういう方面はですね、重いかなということで、もう少し、委員の皆様は市にお優しい委員ですので、この辺は消して上げたらいいいのではないかというご意見があると思っておりました。はい、ありがとうございました。では、次をお願いいたします。

○事務局（藤田参事）：はい、3に移らせていただきます。

プランは石狩市新総合開発計画「石狩 21 世紀プラン」と整合を図ったものであり、開発計画と歩調を合わせて、プランに盛り込まれた各種施策が効果的に推進されるよう、その進捗状況を定期的に把握・点検し、その上で、取り組むべき施策を重点的・優先的に実施し、プランの実現を図ること。

具体的には、

- ・1・(1) 市政における女性の参画促進
- ・1・(3) 市職員における女性の登用促進

これらについては、引き続き、各種審議会等委員への女性の登用を促進するとともに、女性職員の採用や能力に応じた管理職への登用に努めること。

- ・1・(1) 雇用における男女平等の環境づくり
- ・3・(1) 女性の就業への支援

仕事と子育て・介護の両立が図られるよう、既存の育児・介護制度を補完する病後児保育や短時間介護の休暇がとれるなど環境づくりに努めること。また、女性の就業拡大に努力する企業を選定し、表彰するなど男女共同参画が進められている企業の奨励に努めること。また、子育てなどで就業を中断した後の復職制度が定着するよう企業への働きかけに努めること。さらに、関係機関等との連携のもとで、女性の再就職に向けてのトレーニングの機会の提供などに努めること。

○櫻庭委員長：はい、ありがとうございました。

○河野委員：参考にお聞きしたいのですが、市の職員、さっき市長が、係長うんぬんって言うんですけども。ここに市役所では、管理職というのは係長以上？

○事務局（野部長）：課長職以上です。

○河野委員：つまり課長以上が、非組合員？

○事務局（野部長）：そうです。

○初島委員：その管理職が 16 人いるのですか？それとも係長が・・・

○事務局（野部長）：いえ、管理職は、女性が 1 人です。

○初島委員：1 名ですか。

○河野委員：係長は 16 名ですか？

○事務局（野部長）：はい、係長は 16 名です。

○河野委員：今現在課長が 1 人ということで、かつてはもう少しいたということですか？

○事務局（野部長）：かつても、1 人か 2 人です。途中でゼロのときもありましたしね。ただし、かつては、例えば、会計の責任者とか、そういう分野だったのですが。今回はそれこそ民間に募集をかけまして、今は教育委員会にいますけれども、政策的な部分とか、本当に管理職にふさわしいといえますか、そういうセクションで活躍をされておりますが、その後に続く方がなかなか出てこない。

○河野委員：いわゆる、部長、課長職というのは何人くらいいるのですか？

○事務局（野部長）：アバウトですけど、部長で 14、5 名くらいですね。課長職は 50 ちょっとだと思います。

○河野委員：I L O 管理職は？

○事務局（野部長）：I L O 管理職はおりますけれども、女性では・・・。I L O 管理職も係長職で。

○河野委員：この辺もやっぱり、ちょっと進まないよね。さっき市長も言っていた、入札のことを言えないよね。

○事務局（野部長）：なかなか、市長が先ほど、お話されたようなところまでいくには、もう少し時間がかかるとは思いますけれども。それ以前にやはり企業として、企業の姿勢として市もそうですけれども、民間企業の方々でも女性に登用に力を入れていただいているところを、例えば企業の表彰規定などにその基準に設けて、より強く打ち出していくこと。

そこら辺から入っていかないと。

○松下委員：ちなみに、今度合併する厚田だとか浜益は、女性管理職はいない？

○事務局（野部長）：そうですね。たぶんいないと思います。

○櫻庭委員長：中村委員。新農村振興法の中に何かあったと思うのですが、農業委員だとか指導農業士という方に誰か女性になっていただくようになってきたのではなかったですかね。

○河野委員：女性指導農業士はいるのですか？

○櫻庭委員長：いらっしゃいますよね。

○中村委員：1人います。あとはやっぱり絶対数ですね。男性と比べると。

○櫻庭委員長：石狩にいらっしゃいます？

○中村委員：はい、生振にいらっしゃいます。

○櫻庭委員長：ああ、そうですか。

○河野委員：農業委員はどうですか？

○中村委員：農業委員はゼロですね。女性はいないです。

○櫻庭委員長：農業委員の規模数ってわからないのですけれども。

○中村委員：公選でいるのかな。議会推薦で。一般の選挙の方ではなく公選の方ですね。公選の方はゼロですね。

○櫻庭委員長：確かにね、以外と農業分野が国の法律を変えていってね、女性がある一定の割合、きちんと位置をしめるようにね、そんなにきついしぼりではないのですけれども、一応、アドバルーンを上げてきているはずなんですね。そう意味で今度合併されたら、海とか農村部が多くなりますからね。

○河野委員：それは、さっき中村さんがお話していたことで、私が感じたのは、必然的に農村、漁村というのは、特に農村というのは女性の分母が多くなっているから、当然ですよ。まあ、否応なしにっていえば語弊があるけれどもね。だから当然だと思いますね。そういうところはね。

○櫻庭委員長：これは私の個人的な考えですけれども、行政の中にあるお仕事というのは半分の受益者は女性なのですね。どの地域でも、ここのところちょっと女性の方が多くなってまいりましたけれども。どの地域もね。そうした時に、施策だとか政策決定のところに女性の目がないというのはどうしてもいびつなのですね。本当にいびつだと私は思うのです。

以前に経験したことなのですけれども、特別養護老人ホームを造るときに男性ばかりでプランニングしているのですね。実際使うのは女性が大半なのです。長生きするから。そうすると、4 人部屋でも、2 人部屋でも良いのですけれども、洗面所ひとつにしても、男の人だと、歯ブラシと、髭剃りと、道具あんまりいらないですよ。本当のこと言いまして、女性はやっぱり、石鹸がいたり、化粧水がいたりね。私もあんまり付けてないので、あれですけどね。結局、道具が多いのですよ。そうするとね、洗面所の手すりに物を乗せる棚の幅だってね、男のひとだと 10 センチあれば間に合うのですね。女の人だとやっぱりそれをかごに入れるか小さな桶に入れるとなったら、やっぱり 20 センチいるのですよ。そんな小さいことでも男性だけが関わって、ましてや設計するのが男性だったら、使いづらいですね。そういう所が。すごく。そういう所が全然気が付かないまま、男の人は、プランニングしてくれる人。女の方は、受益を受ける人で、「ああ、使いづらい、使いづらい」って文句いう人ということになってしまうのですね。

だからやっぱり、行政の仕事というのは女性の生活実感、女性が求めるものだって必要じゃないかと。本当に特養なんか一度見学にいらっしゃってくださいるとわかるのですが、床屋さんしか行かないのですね。お婆ちゃんも男の人みたいに髪を短くしてしまうから。後ろから見たら男性か女性か見分けがつかないですね。でもね、いくつになっても、頭洗ってさっと乾燥させるにはその方が楽で良いのかもしれないけど、綺麗にしていきたいという女性の気持ちを大事にするということは大事なことです。

○中村委員：公共施設には、特にそういう視点が必要だと思いますね。子供が小さい頃連れて行きますとね。とりあえずベビーベッド置きますっていう公共施設は限られているのですね。デパートですとか、そういうような。とりあえず置きますっていうところが、結構多いのですね。そして、全く使いづらかったりする。トイレとかそういう所で。そういう意味で男の人が設計をして、そういうセクションを担当しているからそういうことになってしまうのかなと。

○櫻庭委員長：本当に必要性が、悪意じゃなくて気付かないことが結構あると思うものですからね。市の中の行政は女性が半分ずつだということからすると、若干、先ほど市長さんのご挨拶でちょっと腹が立っていたのですけれども、ごめんなさいね。本当のこと言いますと、市長さんがあまり先走ると、市長さんのお言葉の中で、育ててきた歴史がなくて、制度だけ優先しても副作用が起きるようなことちょっとおっしゃっておられましたけれども、やはり女性のニーズをくみ取るという視点はね、やっぱり、女性で理解し得る分野が大きくあると思うんでね。そういう意味では、ある程度、プラスα。女性の登用をプラスαとしても良いのではないかと。市の中にあるルールを一定期間、一定期間だけね。いつまでもやっているのではなく、一定期間、今の制度上の枠をちょっと緩めるとか、そういう積極的なというかね。

○事務局（野部長）：市長おっしゃっていたのはおそらく、最近ここ10年くらいは、かなり女性の職員を意識して、採用しているのですけれども。それ以前の特に専門職。保母さんでありますとかですね。そういう専門職を中心に採用してきていて、そういう意味でタイム・ラグが生じている状況なのですね。登用したくても、そういう時代に入ってきた職員が正に管理職の対象になっている部分で非常にジレンマに陥っているという部分が、先ほど市長がそういうお話をされたのではないかと感じておりまして。多分、委員長がおっしゃられるような部分ではないと思いますけども。

○櫻庭委員長：はい、存じ上げております。

○松下委員：最近は女性が多いと言っておられましたね。

○事務局（野部長）：そうですね。6、4くらいで女性の方が多かったのですね。ここ数年、採用はしておりませんが。

○松下委員：採用の条件としてね。男性です、女性ですとってできないですから。

○櫻庭委員長：性別できないからね。これ最近、男女雇用均等法がらみで。

○河野委員：あれはね。民間企業でよく問題になるのは、例えば、採用するのは当然のことながら、男、女と広告に出せないでしょう。昔は、男、女でしていたでしょう。ところが、実際には採用試験やると、例えば男の方が多い。結果としてね。それはまあいい。それからもう1つは、採用と今度は昇進があるでしょう。例えば、女性を何割にせよということになると、これ逆差別だという話が出てくるのですね。実際にうちの会社でもそうなのですね。そうすると、男性職員と女性職員が対立するような形になってしまうのではない

ですか。だから、例えばさっき市長が言ったのは、徹底的にやると、最初は風穴開けなくていけないのは、強権的に女性課長の 30% というのは、ひょっとしたら理想なのかもしれない。やっちゃわなくちゃ駄目だと。本当はね。だけど、例えばそうになると、組合がどうのこうのと、民間の場合は必ずなりますよ。そうすると組合の中で男と女が対立しますよ。

そうすると会社側というか、経営者側はびびってしまって、どうして良いかわからないと。だから、これは、さっき市長が言ったのは、そのことじゃないと思いますが、そういうものを慎重に、為政者というか、民間の経営側がどうやってするか、非常に慎重なのです。

○事務局（野部長）：そこまでいかないと思います。1 人か 2 人か 3 人の世界の話ですから、それが 10 人、20 人で男性社会を圧迫するような、そんなようなレベルまで、全くいいませんので。

○河野委員：さっきの市長の話は僕が言ったような話ではないと思うけれども。要するに頭の隅に、急速に。だけど、僕に言わせると、急速に本当はね。ある時、強権を持ってやらないと本当は駄目なのですよ。いつも同じなのです。だって、人間変わってしまうから、いつも同じ議論して、いくわけですよ。

○事務局（野部長）：急速にやりたくても、その材料が少ないというか、極めてないと。

○櫻庭委員長：そういう意味では、公募されたということは、凄い英断だったわけですね。

○事務局（野部長）：そうですね。あの時、国会議員の男女共同参画の所管委員の人が直接、視察に見えられました。10 人くらい。

○櫻庭委員長：私も一緒にうかがいました。

○事務局（野部長）：かなり興味を持って見ていただいたと思いますが。

○櫻庭委員長：そうですね。ものすごく勇気のある自治体という感じで。国会議員の先生たちの印象に残られたようですね。

○事務局（野部長）：そのあとなかなか続けられなかったですけども。

○櫻庭委員長：確かにあのように選ばれますと、ご本人の負担もすごく大きいと思うのですね。そこで倒れられないというね。それは、個人の負担がものすごく大きくて。

○河野委員：課長として公募したのでしょうか。

○事務局（野部長）：そうですね。

○河野委員：大変ですよ。

○櫻庭委員長：でも、やはり、ガッツのある人は、公募に応じてくるような方はやはりそれだけの力があるのですね。皆さんね。

○松下委員：事例はないのでしょうか。

○事務局（野部長）：そうですね。最近は全国的に稀にやられている事例でできていますけれども。うちはかなり先駆的な取り組みだと思います。

○松下委員：道も一時、女性の副知事が登用されてということ。

○櫻庭委員長：あれは特別職ということですから。

○河野委員：あれは、ただ公募したわけではないでしょう。

○櫻庭委員長：あれは公募したわけではなくて、一本釣りです。ごめんなさい。お魚みたいに済みません。私から野部長にちょっとお願いしてよろしいでしょうか？ 今の文で「ひきつづき」というところありますね。「各種審議会等委員への女性の登用を促進するじゃなくて、進めるとともに」ってことで。促進って言葉はちょっと他力本願かなと。ごめんなさい。それから、「とともに、女性職員の採用に努めること。」になってしまうので、「採用の拡充か拡大」か、何か言葉がいるのかなと。国語的に。それから、「能力に応じた」という文言は必要でしょうか？ 委員の皆さんにお諮りしたいのですけれども。

○河野委員：まあ、要らないね。

○櫻庭委員長：何かちょっと失礼な文言かなと。ここで書くことは。

○河野委員：当たり前ですものね。

○櫻庭委員長：「管理職の登用」という形でよろしいかなと。すいません。今になって言う

事ではないのですけれども。

○事務局（藤田参事）：確か、この「能力に応じた」のフレーズは原稿プラン中に。

○櫻庭委員長：プランの中にあるんですね。

○事務局（藤田参事）：ただ、提言としてふさわしいかと。ちょっと、事務局の方で整理させてください。「ひきつづき、各種審議会等委員への女性の登用を進めるとともに、女性職員の採用の拡大や管理職への登用に努めること。」

○櫻庭委員：その方がナウな文章かなと考えました。

○松下委員：「能力に応じた」は、要らないね。

○櫻庭委員長：こっちの委員会からは申し上げることではないような。能力のチェックは、雇う側が考えることですから。それから済みません。もう1つ、一番下の方、大きい数字の「・3・(1)女性の就業への支援」なんですけれども。最初の3行まで「仕事と子育て」から3行目「環境づくりに努めること。」ここまではいいのですけれども、次の「また」以下と下からの「また」がありますね。下の方の「また、子育てなどで就業を中断した後の復職」これが2つ目の文章に入るのではないかと思うのですけれども。何か変な文章なのでも、「子育てと介護の両立支援」というのと「復職」。そして、一番おしまいが「女性の就業拡大」の方が、受け皿が大きくなるかなと。

○木村福委員長：関連性がね。

○櫻庭委員長：関連性がね。なんとなく「仕事と子育て・介護の両立」その中の1つのジャンルで取り組む環境とか、介護環境を整えるというのがひとつで。お互いにそういう領域の中で、「仕事を中断した後の復職制度」というのが2つ目で、3つ目が「女性の就業拡大に努める企業を」で、「男女共同参画を奨励するよう努めること」という方が、意見がちょっと最後に大きい方が良いのかなというふうに考えたのです。これは好き好きですので。どちらかという。今の形も良いと思うのですけれども。差し替えますか？

○事務局（藤田参事）：整理をいたしますと、「…環境づくりに努めること。また、子育てなどで就業を中断した後の復職制度が定着するよう企業への働きかけに努めるとともに、関係機関等との連携のもとで、女性の再就職に向けてのトレーニングの機会の提供などに努めること。さらに、女性の就業拡大に努力する企業を選定し、表彰するなど男女共同参

画が進められている企業の奨励に努めること。」

○櫻庭委員長：こういうふうにした方が見ている目線が大きくて良いのかなと。気分的なものです。私の。それでは次、お願いいたします。

○事務局（藤田参事）：「男女共同参画社会の実現に向けての取り組みは、女性はもとより、多くの市民の皆さんの声をプランの見直しに活かすことが大切であり、プランの見直し案ができた段階で「パブリックコメント（意見募集）手続き」を実施されるよう努められること」ここで1回切ります。

○櫻庭委員長：この提言について何かご意見ございませんでしょうか？これは市長さんのご依頼といたしますか、お願い事項をここで、石狩市ではパブリックコメントという手続があるものですから、これで十分市民の皆さんに知っていただいて、ご意見を頂戴してという形でプランの見直しの完成品をつくって参りたいと。

ご意見が無いようでしたら次、お願いいたします。

○事務局（藤田参事）：最後になります。「なお、プランに盛り込まれた各種施策の進捗状況や市民の皆さんのご意見、ご要望の状況を見極めながら、男女共同参画社会の実現を図るための条例制定を今後の必要な検討課題とすることを提言いたします」。

○櫻庭委員長：条例の関係につきましては、委員会でご意見は出されました。何回かは、ですけれども、委員会全体として、条例の制定が必要だということまで意見の集約を見なかったものですから、ただ具体的なひとつの手立てではありますので、ここで、なお書きという形で、苦肉の策なのですけれども入れさせていただきました。ということですので、市長さんおっしゃっていた、基本条例という取組みを市さんはお考えのようですので、「市民の声を活かす条例」、少し前に制定されていますね。どちらかということこのジャンルのところがひとつずつ条例化されていっていきような感じなのですね。

そうしますと、男女共同参画社会を実現するという個別的な目的の、個別じゃなくて全部の分野にわたるのですけれども、その条例の中身というものが本当に市民にとって力の持てる条例にすることは、これはなかなか難しい。何がこの条例で謳わなければならないのかということが大きく議論されなくてははいけないと思いますので。今の段階は、市民から直接、市さんに条例を作れという大きな動きはないですね。議会の方からも含めて市民の1人ひとりからも、あまりないのですね。

○事務局（野部長）：議会の中ではそういう考え方をされたことはありますけれども、ただ、先ほど市長おっしゃっていましたが、平成18年度が市制10周年になりまして、そ

れと同時に本年 10 月に 3 市村が合併いたしますので、新たな枠組みの中で基本条例を作っていくべきではないかという考え方を持っております。したがって基本条例を策定するときに男女共同参画という部分も大きなファクターにもなっていますので、基本条例も踏まえながら、個別条例を作っていくという形、同時、並行的という形かどうか分かりませんが、そういうイメージを市長されているようでございますので、当然こういう男女共同という要素というのは大きなものになっていくと捉えていますから、こういう提言というのは真摯に受け止めて取り組んでいかななくてはいけないのかなと見ております。

○櫻庭委員長：はい、ありがとうございます。もっと強く に盛り込めというご意見がございましたら、 となるのですけれども、いかがですか？

○河野委員：検討課題にずいぶん慎重な表現ですけども。このくらいはいいのではないかな。

○松下委員：市長もね、いろいろな女性の会議の中でこういう方針を言っていますよね。ちらちらと。これからはそういう時代だという話をしていましたね。検討課題ということで。

○河野委員：これは、国際的に言われていて、国もあれして、都道府県もあれして、市町村もずっときているわけでしょう。だから参政権をあれしただけでは。やっぱり、なんか、単なるお題目で、参政権があるんだったら当然、こういうところについて、男女共同参画って当たり前の話なのだけでもね。それがなかなかそうならないというのは条例なんかをあれすると、あれなんじゃないですか。そういう意見がないからまだ条例を作らないというのではなくて、条例を作ると目覚める部分もあると思うから。

○櫻庭委員長：条例が市民さんを引っ張るということもあるのですよね。

○事務局（野部長）：委員長がおっしゃられました「市民の声を活かす条例」なんかは、市民の声を聴くときに「男女比、それぞれどちらか 40%は確保しなさい」というような考え方ですとかね。それから、教育プランの中でも男女共同の部分が明確に表示されているとか。最近でいきますと、今年度から始まります次世代支援育成関連の部分で、男女共同のネーミングがきちとはまって意識されているとかですね。こういう個別の基本条例を作らなくても、先ほどおっしゃいましたように、この精神というのは政策の中には現実問題活かせてはきております。

○櫻庭委員長：委員会としては、一本立ての提案というところまではまだ熟成はしていな

いのですけれども、声がひとつにはまとまっていないのですけども、やはりご意見が出たという経緯を踏まえると、ここに1項目残しておきたいと、足跡を残しておきたいということでここに載せることに案としてはいたしました。初島委員いかがでしょうか？

○初島委員：はい、その方がいいと思います。ただ、形できていませんけれども、おっしゃったように、なかなか中身、心が、どこか知事さんじゃないのですけれども「文明のもたらした最も悪しき有害なもの」なんていうふうに、やっぱり一度刷り込まれた意識というのはなかなか変えがたいのだなというふうに思いながら、騒ぎをちょっと興味持って見ていたのですけれども。

○櫻庭委員：今、地方自治という形で中央の力が小さくなって、地方に全ての権限が降りてきた時に、やっぱり、法治国家ですから何らかの法律的な手段を形にしていくということも当然のこととして求められていくというか、実現していくのが当たり前になっていくのではなからうかという思いもありますので、そういう意味ではこのくらいの形が今現在、妥当なこの委員会の姿勢かなということで取り組ませていただいております。ではこんなことで案として、よろしいでしょうか？ ありがとうございます。

これで審議会が終わるのですけれども、すいません。事務局さん、この後、この提案は形をきちんと整った後の、スケジュールですね。どんな形で最終的な形に収まるのか、ちょっとだけ、皆様にちょっと情報提供というかお話ください。

○事務局(藤田参事)：最後のその他で言おうと思っていたんですが、委員長からのリクエストですので。今ご指摘を受けて、今日ご意見をいただいて、文言等の再精査をしまして、市長等のスケジュールを確認いたしまして、まず前段としては石狩市に対して提言をするということで、多分これまでの慣例といたしまして正副両委員長での対応というふうになるかと思います。

その後のことも若干言及しておきたいと思いますが、これは市民参加制度的に言いますと、審議会としての意見の提出があったということになります。これが、尊重いたしますけれども全て採用となるわけではございません。これは市長局としては独自に検討いたしまして、その具体的なものをプランの見直し、改訂の中で反映していくということで、市の原案というものができ上がると思います。

この段階で、ややしばらく、行政推進会議とっておりますけれども、行政の中の推進体制の会議が開催されておりませんでしたけれども、これはひとつの契機でございますので、それに諮りまして全庁横断的に認識を新たにするという手続を取りたいと思います。その後、たぶん年度かなりまたぐのではないかと思いますけれども、4月中には、今回の提言内容がこめられてございますので、パブリックコメント手続の実施ということです。

パブコメにつきましては条例上、原則として1ヶ月間以上という規定ございますので、

市民の声を活かす条例上ですね。それだけの期間についてはかかるかなと。だいたいそのような感じで、取り進められるのではないかなと思います。

○櫻庭委員長：最終的にこのプランの見直しが市の段階で確定するのは 17 年度のいつ頃にだいたい目途としているのでしょうか？

○事務局（藤田参事）：そうですね。パブコメが 1 ヶ月間デッドタイムになってしまいますので、それからどのような市民の皆様からご意見が寄せられるか、それについても、採用するか、しないか、しなかった場合、その理由と条例上そういうことをきちっと公表するようになってございますので、そのための作業時間、うんぬんということを考えますと、冒頭、部長の方で説明させていただきましたけれども、6 月の推進週間までにはなんとか確定させていただきたいと。

○櫻庭委員長：17 年 6 月。はい。では初夏の海風の吹く頃には、このプランに委員会の意見取り込んでいただける部分が活かされて、もちろん市民さんの声とか、パブリックコメントの声とかいろいろありましょう。それで、市さんのお考えが盛り込まれまして、プランが生まれてくると。見直した形が見えてくるということですね。ありがとうございます。そんな形でプランの見直しが進んでまいります。ありがとうございました。

では、ここで報告事項に入らせていただきます。報告・協議事項ですね。ひとつずついたしますか？ 1 つ目が「性別表記のある申請書等の調査結果について」でございます。事務局さんお願いいたします。

○事務局（藤田参事）：かしこまりました。これもひと綴りになってございます。それで、表紙の前にちょっと見開きでこの関係法令でございますけれども、「平成十五年七月十六日法律第百十一号、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」というのが制定されてございまして、1 年を経て、これが施行になってございます。すなわち平成 16 年 7 月でございます。

「性同一性障害」とはと第二条、定義がございすけれども、平たく申し上げてよろしいのかどうか分かりませんが、心と体の不一致に悩まれているということになるかと思えます。そういった方が 2 名以上の医師の、権威のある医師の診断結果に基づいて見解が一致している場合について、本人の申請に基づいて戸籍上の性別の変更が可能となる。ただし、それには条件がございまして、第三条一から五まで書いてございすけれども、まず二十歳以上であること。それから、婚姻をしていないこと。お子さんがいらっやらないこと。四、五につきましては、生殖機能がないこと。それから、外見上もということでございますけれども、いわゆる、オペを行っていることが条件。これらが満たされているものであればということでありす。

こういう法律が、いろんなさまざまな悩まれる方ですとか、それをご支援される方が、国の方に強く働きかけた結果、こういった法律が制定されたということで、次のページに戻っていただきまして、全国的にもそういった方が、例えばお車をお買い求めるときに印鑑証明書といったものを市などから発行するわけですが、それを持って車を買おうと思って、ディーラーにまいりますと、担当セールスの方から外見と印鑑証明登録に書かれている男ないし女という表記に怪訝そうな表情をされるといったなどの非常に不快な思いをされるケースもあろうかということでございます。そういうことで、全国的にも、こういったことを見直そうという気運が高まってきてございます。

そこで石狩市といたしましては、昨年の本当に年末でございますけれども、市長が、性別表記のある申請書等については、削除をする方針を定めまして、中身的に申しますと、本市が定める申請書、申請したデータ - を集計した台帳、市が発行する証明書等の各種様式について人権尊重の観点及び個人情報保護条例の主旨を踏まえ、必ずしも必要でない性別があるものについては、平成 17 年 9 月末、合併タイミングまでに possible の限り削除するものとするという方針を定めております。

目的といたしましては、繰り返しになりますが、市民一人ひとりのこういう方の人権尊重。それから、個人情報の保護とさらに適正な管理。それから先ほどご説明申し上げましたが性同一性障害、ジェンダー・アイデンティティ・ディスオーダーということですね。G I D の配慮ということになります。ここで削除対象になるものは、市と市民と（企業も含めて）の間で交わされる申請書、証明ないしは通知書及び市が管理する個人情報が搭載された台帳等で性別表記があるもののうち次の 2 要件を満たすもの。一点目は、国・道の法令等の規定がなく、市独自の判断で削除できるものであって、削除した場合に事務処理に著しい支障を来たさないものという条件を満たすものということで、当市決定が昨年ぎりぎり末でございましたので、年明け 1 月 6 日から全庁の洗い出し調査を開始いたしました。

そうしましたところ、様式総数といたしましては 352 件。このうち市の条例規則、要綱等で、いわゆる規程類で規定されているものが 259 件。それから国の法令で規定されているからあえて市の規程で規定する必要がないといったものと、さらに任意様式といわれるもの、たし合わせて 93 ございました。これを全庁的に削除可能であるかどうかということを検討していただいて、必要に応じて協議調整を執り行いました。その結果、削除が可能なものは 217 件、トータルの 61.6% でございました。今回調査の段階で、それではいつの時点で削除が可能なのかという事柄について調べさせております。これによりますと 16 年度内、すなわちこの 3 月末までにやるというのが 21 件、それから合併タイミングに合わせてその時まで諸規程の見直しに合わせてやるというのが 184 件。それから 17 年度内、12 件となっておりますが、これはほとんどが、電算システムの関連を生じて、どうしてもシステム変更のために間に合わないというものでございますが、いずれにいたしましても 17 年度内には可能であると判断されたものについては、削除していくというこ

とで所管の調整が整ってございます。

一方、削除不可能だったと判断されたもの 135 件、トータルの 38.4% ございます。理由の内訳を見ますと、国・道の法令等の規定によるものが 58 件。事務処理上の支障が 77 件となっております。この具体的な中身につきましては、次の次を見ていただきますと、1 ページと書いてありますが、総務課の被表彰者推薦調書、字が細かくて恐縮でございますが、ここからずーっと 352 です。リストアップしてございます。これを見ますと、削除できない場合の具体的な支障内容、あるいは男女の表記を残すということに対する合理的な理由。これを全部調べてございます。所管、所管ごとに取りまとめをさせていただいてございます。

一昨日、北海道新聞社さんの方から取材を受けまして、ご覧になった方も多かろうと思いますが、そのくらい大きな取扱いをさせていただいております。「性別表記段階別に削除」というふうに、1 ページ目は、その他になりますが、この調査結果を踏まえまして、適時、削除作業がどのように行われているかということ、進捗状況を確認いたしまして、秋頃にはその結果を公表するということです。できるものは、こうできましたよという公表の仕方は非常に多いのですけれども、できないものについては、どうしてできないのかということは、きちっと、市民に説明責任を果たすべきではないかなというようなことを考えております。この件に関しましては、これだけでございます。

○櫻庭委員長：はい、ありがとうございます。引き続いてもう 1 つの報告事項で「男女共同参画セミナー」、3 月 12 日開催ですね。

○事務局(藤田参事)：これは報告などといってございますが、そうではなくて各委員皆様には是非ご協力をお願いしたいといった意味を込めまして、今回、ご案内をさせていただいております。松下委員のちょうどお背中の方に P R 用の二つのポスター載ってございますけれども。やはり女性の管理職登用とかですとか、採用拡大ということが、今回の提言に盛り込まれますと、どうしても女性の方にうんと元気になっていただいて、キャリアアップを図っていただきたいなということで、本年度最後を飾る「男女共同参画セミナー」を、未来のリーダー、女性にリーダーというルビをふってございますけれども。求められるキャリア&マインドというテーマを設定させていただいております。例えばジョンソン&ジョンソンとかブラクター&ギャンブルなどといった外資系の企業は、先ほど櫻庭委員長が、市役所のお客様の半分は女性であると、だから考えなさいねと言われましたが、そういった外資系の企業、花王とか資生堂も含めまして、商品を買われるお客様、8 割以上、意思決定権は、女性が持っているということですね。芳香剤なんか男性が作っても、これはパッケージからして絶対に売れない。ということで、開発現場みんな女性スタッフになっているのですね。

30 歳以下というか、35 歳以下といってもいいのですが、非常に将来展望としては石狩

市役所としては、明るいなというような気はしているのですが、全然そういうような違いというかそういう意識がございませんので、うちの女性職員にも幅広く声をかけて、なおかつ、市民の皆様にも問いかけをしながら、キャリア&マインドを。キャリアというのは個人の目指すべき部分だと思いますので、さまざまかと思いますが、特に重点を置きたいのがマインド、やる気の問題ですね。元気になってもらうということだと思います。

それで今回は、道立の女性プラザ、女性協会の方に私の方で泣きつきまして、どなたか良い先生を捜してくださいと申し上げたところ、素晴らしい先生をご紹介いただきまして、佐々木 亮子様です。私勉強不足で、すぐ委員長にお電話差し上げて、この先生が見つかったのですけどもと言ったら、あなたそれ元福知事じゃないと言われました。ああ、そうなのですかということで、当初はコンパクトに、2、30 程度で、こぢんまりとやろうかなと思ったのですが。女性のリーダーたるリーダーの佐々木さんをお迎えするのに、2、30 程度にこぢんまりとやったら、ちょっと失礼かなという冷や汗の状況でございますので。なんとか、松下委員の方で商工会議所の女性部の方にお声かけを願ひまして、でかいポスターはちょっと図書館に作ってもらったので、A4 版のビラの方であれば、私の方で適宜枚数、ご用意できますのでお申し付けていただければ。

○松下委員：この大きさはあるの？

○事務局（藤田参事）：この大きさは3枚しかないのですね。申しわけございませんが。

○三浦委員：このことでご質問させていただきたいのですが、託児はないのですか？

○事務局（藤田参事）：今回は……。そういった意識は、とっても大事だと思うのですが、託児しますと、10 日前締め切りとかですね。臨時保育さんの雇入れとかなんとかといって、申込制限を受けることになる。今回の場合は、申込は前日までとなっております、あと、このセミナーの主旨からいたしますと、需要がないから措置しないというのはおかしい話ですけども、ちょっと時間的な部分もございまして、今回は見遅らせていただきたいなと思っているのですが。

○三浦委員：では、次回からということで、

○事務局（藤田参事）：最終的に報告いたしますが、かなり大きなプランができ上がった段階で、またまた委員の皆様をお願いしなくてはいけないと思っております。例えば、フォーラムとか、そういった数百人規模のものと、やはり、託児については、当然、措置しなければならないことなのかなと。

次の綴じているものは、講師の先生から私どもに既にメールでレジュメと自己診断、組織の中で自分を磨くためには、自分がどういった人間なのかといったことを自己評価するといったことで、スコア・シートが来てございます。そういった 72 問の設問に無意識に○を付けて、性格のチャート。ご参考までに添付してございます。

委員長、お許しをいただけるならば、もう一点、宣伝させていただきたいのですが、こちらの方、私のもう 1 つの商売でございますけれども、NPO 市民との協働ということで、これもなかなか動きが鈍かったのですが、年度末にセミナーを企画してございます。あなたもまちの“アントルプレナー”になってみませんか？ ということで、『コミュニティ・ビジネスのすすめ』ということです。講師が学園の助教授の樽見先生。非営利団体・組織研究の第一人者であります。これは 3 / 5。日にちが、迫ってございますけれども。これからの地域経営ということになりますと、行政だけは全てができるということではなくて、NPO 等をはじめとする、三浦委員さんも NPO 関係の方ですけれども、そういった市民活動を通じて地域の人材とか、特産品、それから技術などをフルに活用して市民自らの手で福祉、子育て、介護、環境、まちづくりなど。さまざまな地域課題にチャレンジする。

そういう公益活動を長く継続的、安定的に続けるためには、ビジネスとしての視点というものを欠かすことができないと思ってございますので。コミュニティ・ビジネスのすすめということで、取り掛かりのセミナーを開催させていただきたいということで、ご案内をしております。以上です。

○櫻庭委員長：ありがとうございます。報告事項等に関してご質問ございますか？ 三浦委員からもご質問ございましたけれども。

○中村委員：些細なことでございますけれども、「性別表記のある申請書等うんぬん」で目的、性同一性障がいのある方への配慮の「障がい」の「がい」が、こちらは平仮名で、中ほどでは漢字が使われている。

○事務局（藤田参事）：はい、ごめんなさい。説明し忘れました。制度名とか法律名では残念ながら害悪の害がいまだに用いられてございます。ですから石狩市の公文書の中でも国の法律との運用、制度運用については害悪の害という字を使わざるを得ない状況です。ただ、こういったいろんな案内を差し上げるときには、害をなすものではないということで全庁一斉通知が出てございまして、そういう時は平仮名の「がい」を使いなさいということになっております。同じように、痴呆症という言い方をされていた部分も、認知症ということに限りなく改めるとか、認知症という言葉が定着するまでの間は、括弧書きで痴呆症を付記しなさいということになってございます。

○櫻庭委員長：そうしますとどんどん表記する字がなくなっていくのではないかと。

○河野委員：平仮名にしたのは、はっきり言って、とりあえずのごまかしだね。これでは解決にはならない。

○事務局（藤田参事）：皆さんの机の上に置いてございますけれども、これについて少し、お話をさせてください。最初の自己紹介のときに河野委員の方からこのタイトルに似たような主旨のお話があって、今日、私がお配りして、良かったなと思ったのですけれども。男女共同参画、男性に対するアプローチが非常に重要であって、なおかつ、意識の改革が必要だということで、このたび北海道さんの方で、特集、男性のための男女平等参画マガジンというタイトルなのですけれどもね。トゥモロー・フォア・メンというものを作って参りまして、今回の特集で、「男だからというこだわりを脱ぐ」というのが出ています。これ私も一読させていただいたのですが、最近テレビ番組で有名な橋元とおる弁護士が巻頭の原稿を寄せていらっしゃる。なかなかちゃらちゃらしている方かなと思っていましたら、専業主婦の権利の向上も大事だよということを掲げておりますので、私もそれに感銘を受けた部分がございました。これを一読いただければと思っております。参考までに提出させていただきました。

あともう1つ小さなリーフレットがございますね。ご承知のとおり女性相談事業ということをしていただいております。件数については年度別にそれぞれ波があるところなのですが、最近、個別ケースの事案そのものがやや重たくなっているといえますか、そういうケースがございます。それと今年の12月にいわゆる「改正DV防止法」が施行となりました。それでさっそく道の方でパンフレットを作っていただけて、これはよろしいですね。石狩もそろそろ作らなくていけないと思っていたのですけれども、お話し上げたところ、大量600部、手前どもの方にご寄贈いただきましたので、これを相談に来られた方にお渡しして、これ非常に良いのは、いざという時に用意しておくものということで、現金ですとか、健康保険証、家の鍵などと、こういうものを財布の中にばらして入れておくというようなことができるようになっております。

それで実はご説明申し上げなくてはならないのが、今年の12月2日付けで改正DV法の施行に併せて内閣府の男女共同参画室の方から非常に膨大な通知が出てございます。その中で、例えばこういうものを実際にこういうものを市内に配布してしまいますと、いわゆる加害者側の感情を非常に刺激するケースもあるので、取扱いには注意しなさいというのがございます。なかなかご希望の方だけに差し上げるというのも、加害者側の方の目に触れないようにどうやってお届けするかとか、担当部署としては非常に注意を払いながら、なおかつ、社会的な意識を上げるような取扱いをやっていかなければならないのかなと考えております。以上でございます。

○櫻庭委員長：ありがとうございました。これは公共施設の女性用トイレに置くと良いで

す。男性は決して入ってこないですから。

○中村委員：夫が妻に虐待されているときはどうします？

○櫻庭委員長：かわいそうですね。助けに参ります。

○中村委員：たのもしいな。

○櫻庭委員長：そうではないのですが、今の話は、笑い話ですね。中村委員がそうであるわけではないですから。ありがとうございます。そろそろ審議事項、報告事項と終わりに近づいて参りましたが、せっかくの機会ですから、今、思い出したという発言ございましたら、お声を出していただきたいと思います。提言はまだ少し時間がまだ、市長さんに提言書をお渡しするのはどのくらいの時間が予定されていますか？ 例えば委員の皆さんが今日ここでご意見、ご発言、披露いただきましたが、ちょっとお家へ帰って、ちょっとここのところの点があったら、例えば参事の方にご意見を伝えていただくこともおありかと思ひまして、念のため、あまり長い時間はいらないと思いますが。それと今日の欠席の委員にも。資料を送られる時にご意見をいただくという時間が一定時間あるのかなと思うのですが。1週間くらい？

○事務局（野部長）：3月に入りますと議会とか入ってまいりますので、その合間を見て、今修正があった部分を改めて委員の方に見ていただいて、それを確認した上で、委員長と副委員長の方に日程決めていただければと思います。

○松下委員：お任せで良いのではないですか。委員長に一任ということで。

○櫻委委員長：よろしいですか？ 申し訳ないです。それではこの2人でがんばりましょう。ということでお願いします。その前に今日ご欠席の委員のご意見がもし、あったら、資料を送っていただける配慮はいただかないと。

○事務局(藤田参事)：毎回、欠席委員の方にも資料送らせていただいておりますし。

○櫻庭委員長：わかりました。今日ご出席の委員の方も一両日にお気づきの点ございましたら、藤田参事の方にお声を伝えていただきたいと思います。それでは事務局さんの方から連絡事項とかございますか？

○事務局(藤田参事)：先ほど途中でご説明させていただいたのですが、次回委員会開催の

概ねの時期といえますか、委員各位、ご予定とかあろうかと思しますので、一応、5月の中旬から5月いっぱいにかけて、パブリックコメントの実施時期とそれから意見の整理の状況見合いと思いますが。と申しますのは、男女共同参画推進週間が6・22から6・29の一週間ということになってございますので、一応、現在の予定としては26日、日曜日にプランの改訂について、市民意識の高揚といえますか、ご理解いただくためのフォーラムなどというものを、まだ予算が成立してございませんけれども、企画してございまして、基調講演ですとか、パネルディスカッション。このプランをどうやって見直したのかという部分も含めて、ちょっと仕掛けをしていきたいなと思っております。その際の事前の報告ということもございしますので、概ね、5月の中旬から5月いっぱいにかけてという時期ですね。またお集まりいただけたらと考えてございます。

○櫻庭委員長：はい、ではまた皆様に5月にお会い申し上げるということで、ありがとうございます。大変、和やかな雰囲気です。第3次の第1回目の委員会。終わりの時間となりました。ご協力ありがとうございました。終わらせていただきます。

平成17年3月28日調整

石狩市男女共同参画推進委員会

委員長 櫻庭光子